

独立行政法人産業医学総合研究所の 平成13年度の業務実績の評価結果

平成14年9月30日
独立行政法人評価委員会

1. 平成13年度業務実績について

(1) 独立行政法人の発足と評価の視点

独立行政法人産業医学総合研究所は、厚生労働省の附置機関であった産業医学総合研究所が、平成13年4月から位置づけを変え、新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の当研究所の業務実績の評価は、平成13年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成13年度～17年度）の初年度の達成度についての評価であるとともに、独立行政法人としての初めての評価である。

当研究所に対しては、国の附置機関から独立行政法人になった経緯をふまえ、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、このような国民の視点に立ち、平成13年度の業務実績について以下の方針で評価を実施した。

なお、評価に当たっては、研究業務や行政要請に基づく健康障害等の調査などの業務ごとの特性を踏まえて、その成果を適切に把握して評価を行う必要があること、また、組織改正や一部の調査研究などについては、平成13年度の業務実績の評価に加え、より中長期的な観点から、その成果について評価を実施する必要があることに留意するものとする。

産業医学総合研究所の設置目的に照らし、業務により得られた成果が「労働者の健康の確保」にどの程度寄与するものであったか。

- ・社会的ニーズ及び行政ニーズ（国際的な観点も含む。）に沿った研究、調査等を実施しているか。
- ・業務により得られた成果が、必要な者に有効に活用されるよう、適切に伝達されているか。
- 効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかどうか。
- ・目標とする業績を達成できるよう、業務・組織の全体的な効率化が図られているか。
- ・業務運営が、関係法令等を遵守して適正になされているか。

また、上記の評価を実施するに当たっては、中期目標の達成に向けた業務の個別的進捗状況について、5段階評価を実施している。

なお、個別項目に関する評価に当たっては、以下の点に留意した。

業務実績については、数量だけで判断するのではなく、その質についても考慮するものとする。

業務実績に影響を及ぼした要因（予期せぬ事情の変化等）についても考慮するものとする。

業務実績のうち個別の研究課題に係る評価は、外部専門家が行う研究評価の結果を考慮するものとする。

業務実績という結果だけでなく、その結果を導くに要した費用についても考

慮するものとする（費用対効果）。

独立行政法人化の利点（財務の弾力的運用等）の活用状況についても勘案するものとする。

中期計画に掲げられている具体的な取組内容に対するものだけでなく、当該項目の評価材料となる実績がある場合には、これらを考慮するものとする。

中期目標の達成に向けて意欲的に取組めるよう、インセンティブを与える制度や環境が整備されているか、その制度や環境がモニタリング等により適切に見直されているかについても、考慮するものとする。

(2)平成13年度業務実績全般の評価

平成13年度は、独立行政法人としての発足に伴い、主体的な業務運営が求められるとともに、独立行政法人会計基準に則った会計処理など新たな対応が迫られた。

そのような中で、平成13年度は、独立行政法人化の利点を活用するとともに、新たに必要になった業務に対応するため、業務全般にわたり新しい取組がなされた。当研究所の設置目的を達成するために業務の中心となる研究業務の実績に関しては、継続中のものについて今後の成果に留意が必要であるが、個別項目に関する評価結果にも見られるように全般としてほぼ適切に行われ、その成果については、技術ガイドライン等に適切に反映されている。

また、厚生労働大臣からの要求等に応じて迅速かつ的確に産業災害の調査も実施した。

これらを踏まえると、平成13年度の業務実績については、全体としては当研究所の目的である「労働者の健康の確保」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

業務の効率化、国民に提供するサービスの質の向上のために行った組織改正や、労働者の健康に関する調査研究の発展のために必要とされる基礎的な情報の提供を目的として行った基盤的研究等に関しては、平成13年度の業務実績について一定の評価ができるが、これらが後年度にわたり国民の求める研究所の成果につながったかについても、中長期的視点に立って評価する必要がある。

独立行政法人創設の目的の1つである弾力的・効果的な業務運営やこれを通じて得られた国民に対する職場での健康確保のための具体的な成果に関しては、国民の求める水準に到達しているかどうか必ずしも十分に確認できなかったものがあるとの意見もあった。このような意見も踏まえつつ、今後、引き続き業務の改善等を図っていく必要がある。

「Industrial Health」の有償頒布や研究所の一般公開などの取組に関しては、改めて検討が必要なものもある。これらについては、今後、中期目標を達成するために、中期計画に沿って業務を運営していく中で適宜評価を行い、見直すことが必要である。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。ま

た、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

独立行政法人に移行後、その利点を生かした業務運営を行うため、いくつかの取組を行っている。

業務運営体制に関しては、研究部の体制にとらわれない柔軟なグループ別組織編成を行うとともに、それが機能し、重点研究領域特別研究課題の多くが複数部にまたがって行われた。

また、内部進行管理に関しては、理事長を含む内部研究評価委員会を開催し、研究所の業務の進捗状況を把握するとともに、その結果を研究改善等にフィードバックするシステムを構築した。

さらに、外部研究資金も積極的に獲得し、時々ニーズに対応した研究を充実している。

これらを踏まえると、業務運営の効率化に関しては、体制、内部進行管理、外部資金の活用について実績を上げており、中期目標を達成するために、着実に業務を推進していると評価する。

ただし、経費の節減に関しては、印刷文書の削減などに止まらず、さらに広い範囲で行うことを検討する必要があるとともに、施設貸与や研究誌有償頒布等による自己収入の確保については他の方法も検討する必要がある。

また、平成13年度の当研究所の外部研究評価委員会の結果を踏まえ、国際関連業務へ組織的に対応するため、国際協力部門の拡充を含めた組織体制の見直しを検討しており、その結果については来年度以降の評価の課題である。

さらに、研究施設、研究設備の共同利用に関しては、当研究所の研究資源の効率的な活用を図るため、そのガイドラインの検討を進めた段階であるため、今後、具体的に共同利用を推進した結果を評価する必要がある。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

調査研究に関する業務内容

労働現場のニーズの把握に関しては、労働衛生研究の効率的な推進方策について検討するために、外部の有識者を集めた労働衛生重点研究推進協議会を開催し、広く情報交換を行う体制を整えた。この取組は、我が国の労働者の健康に関する重点課題を明らかにし、それを積極的に推進するものであり、重要な成果として高く評価できる。

プロジェクト研究に関しては、重点的課題について計画通り順調に実施されている。基盤的研究については、労働現場のニーズや行政のニーズに沿った研究課題が研究計画に従って適切に実施され所期の研究成果を得ている。なお、平成14年度にわたり継続して行われている調査研究については、最終的に所期の成果が得られたかどうか、後年度の評価を待つ必要がある。

また、行政機関等からの依頼に対応して、労働者の健康障害等の調査を実施する

ため、災害調査実施要項を定めるとともに、実際に迅速に調査を実施した。加えて、労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等についても、例えば1万5千件以上の多数の業務上疾病事例を分析し、データベース化するなど、多くの情報を収集し、提供した。

また、国内外の労働衛生に関する基準の制定や改定については、化学物質に関するOECD委員会などに委員を派遣し、研究成果に基づき我が国の意見の提案に貢献した。

これらを踏まえ、調査研究については、当研究所の目的である労働者の健康の確保に寄与したものであったと評価する。

なお、調査研究等に関する外部評価委員会による評価については、事前、中間、事後と適切に行われているとともに、その結果もホームページで報告されていることを評価する。

調査研究成果の普及及び活用

国内外の学会での発表、論文発表、インターネットによる情報発信については、中期目標を達成するための実績レベルにほぼ到達しており、活発な研究発表等が行われた。

また、国内の労働衛生研究の状況の把握については、先述した労働衛生重点研究推進協議会でシンポジウムを開催し、その結果などを取りまとめて報告書として出版するなど、効果的に取り組むとともに、労働衛生機関等への情報提供も、国際誌である「Industrial Health」を継続的に発行しているほか、他の刊行物についても計画通りに発行しており、高く評価できる。

これらを踏まえ、調査研究成果の普及及び活用については、ほぼ計画通り行われていると評価する。

なお、より活発な研究発表を推進するために、学会に出席するために必要となる旅費等を確保するなどコスト面での問題解決の工夫が必要である。また、研究成果の公開や意見収集のための仕組みについては、所期の計画どおり行われているが、ホームページをより多くの人に使い勝手の良いものにするよう公表の方法に工夫が必要である。

さらに、講演会や研究所の一般公開など、一般の人々への調査研究成果の公表については、当研究所は労働者の健康に関する分野を対象としており、積極的に一般労働者に成果を還元することが求められるため、マスコミを活用するなど、今後、その広報の方法等について検討する必要がある。

知的財産の活用促進については、当研究所の研究成果の社会的な活用という重要性を再認識し、戦略的な努力が必要である。

外部機関との協力の推進

研究者の受入、研究所職員による他組織への支援については、計画通り実施しているが、制度的な基盤として、連携大学院制度に関わる大学院生受入規程案を策定したところであり、労働衛生分野における中核的研究機関として国内外の研究の振

興に積極的に貢献する観点から、次年度以降の進展を期待するところである。

また、研究協力と共同研究については、当研究所の実績が認められ、3カ国の国立研究機関と国際協力協定を締結した。共同研究も当初の計画通り全研究課題に占める割合を6%とし、所期の成果を得た。

なお、国際研究協力協定については、今後、当該協定を活用して、一層の調査研究の充実を図ることが求められるとともに、次年度以降に締結後の効果を評価することが必要である。

(3)財務内容の改善等について

独立行政法人化に伴い、運営費交付金以外の収入の確保を積極的に進めている。その中で、自己収入を確保するため、「Industrial Health」の有償頒布を検討しているが、これについては、当該書誌の社会貢献度にかんがみ、利用者の利便を考慮しつつ今後も慎重に検討する必要がある。

また、職員の採用、人事の計画については、計画どおり適正に実施されている。

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人化に伴って要請される業務運営の効率化と労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1)効率的な業務運営体制の確立 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。また、研究員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1)効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人産業医学総合研究所（以下「研究所」という。）の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1)効率的な業務運営体制の確立 効率的な業務運営体制の確立 イ 効率的かつ柔軟な組織体制 独立行政法人産業医学総合研究所（以下「研究所」という。）は、研究部の体制にとらわれない柔軟な研究グループを組織し、プロジェクト研究及び競争的資金による研究を効率的に推進する。</p> <p>□ 組織体制の見直し 内部研究評価及び第三者による外部研究評価の結果を踏まえて、組織体制の見直しを行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）及び個別法に基づき、業務方法書及び中期計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受けた。当該中期計画に基づき、平成13年度計画を作成し厚生労働大臣に届け出を行い、これらについて、官報及びインターネットにより公表した。 また、通則法の規定により役員報酬規程等定めが必要とされているものについて規程の整備を図り、厚生労働大臣に届け出を行った。これらについても、官報及びインターネットにより公表した。＜添付資料1＞ 研究所では、各種の委員会と作業部会を所内に設置し、業務運営に必要な諸事項を審議・実施している。これにより、職員の業務分担を図る等、効率的運営を目指した。また、業務執行に必要な諸規程類について整備を図り、これらに基づき適切な執行を行った。</p> <p>(1)効率的な業務運営体制の確立 効率的な業務運営体制の確立 イ 効率的かつ柔軟な組織体制＜添付資料2＞ 独立行政法人産業医学総合研究所（以下「研究所」という。）は、研究部の体制にとらわれない柔軟な研究グループを組織し、プロジェクト研究及び競争的資金による研究を効率的に推進した。柔軟な組織体制を実現した具体的事例として、重点研究領域特別研究課題の多く（約8割）は、複数の研究部に所属する研究員が共同で実施したことを挙げることができる。また、文部科学省、環境省、厚生労働省の競争的資金等は合計11課題を獲得し、研究を実施した。＜添付資料3＞ 研究所では新規研究員の採用は公募を原則としており、平成13年度の採用に際しては、質の高い人材を幅広く登用するため、ホームページや大学等を通じた公募を行い、6名を選考採用した。 □ 組織体制の見直し 平成13年度に実施した外部研究評価委員会及び内部研究評価委員会において、研究所として国際関連業務へ組織的に対応することの重要性が指摘された。労働衛生に関する国際的情報への的確な対応等を担う国際協力部門の拡充を含め、研究所組織体制の見直しを検討した。</p>
<p>評価の視点</p> <p>・研究所の組織の見直しを適宜行い、効率的かつ柔軟な組織編成を行っているか。 ・研究員の採用に当たっては、採用情報の広報、公募による選考採用等資質の高い人材を広く求めるための適切な工夫を行っているか。</p>	<p>評定 B+</p> <p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク化が推進された国際協力部門の拡大（公募採用6名）を評価する ・着実に努力がなされている ・体制の見直しは一応完成している ・広い分野によりPh.Dを持った職員の採用をしているのは好ましい ・研究所の組織編成も最適に行われている ・組織の再編成はほぼ順調に推移したと考えられる ・柔軟な研究体制の保障など新しい体制づくりを評価する（86件中、36件が複数の部での共同研究など柔軟な体制づくりを評価する） ・国際関連業務への対応のための見直しを行った（案策定） ・幅広い分野からの人材の獲得（6名新規採用）を評価する ・独法化による目新しいものがない ・組織体制について、検討ではなく具体的な見直しを行うことが求められる ・初年度なのでこれからである ・公募で得た6名もの人材の活動力を来年以降評価対象にしたい 		

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営の確立 (2)内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じるための仕組みを導入し、実施すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (2)内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、内部研究評価システムを活用して研究進捗状況等を把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。</p> <p>イ 定期的で開催している部会に加え、所内イントラネット利用による相互通信機能を活用し、役員及び管理者による業務進捗状況管理を効率的に行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1)効率的な業務運営体制の確立 内部進行管理の充実 イ 調査研究業務の効率化 当該年度の第3四半期末を目途に開催する内部研究評価委員会において研究進捗状況等を把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。</p> <p>ロ 業務進捗状況管理の効率化 研究部は定期的で開催する部会をとおして研究業務の進行管理を行い、また所内イントラネットを利用し業務進捗状況管理の効率化を図る。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1)効率的な業務運営体制の確立 内部進行管理の充実 イ 調査研究業務の効率化 基盤的研究及びプロジェクト研究等について、平成13年度研究成果と平成14年度研究計画を審議する内部研究評価委員会を平成14年1月に開催し、研究所として研究及び研究以外の業務の進捗状況等を把握した。内部研究評価委員会は、理事長・理事・企画調整部長・各研究部長及び庶務課長で構成した。 内部研究評価委員会による評価結果を各部とプロジェクト課題代表者へフィードバックし、担当者による有効活用を図る等、研究管理・業務運営に反映させた。</p> <p>ロ 業務進捗状況管理の効率化 各研究部では部会等により定期的に業務の進捗状況管理を実施しており、研究所では月例の部長会議各部報告により現状を把握している。また研究部内と部間等の所内業務に関する進行管理に際し、関連文書の送受信等に所内LANを効率的に活用した。</p>
<p>評価の視点</p> <p>・研究業務及び研究外業務の進行状況のモニタリング結果を踏まえた改善措置が、研究管理及び業務運営に的確に反映される仕組みを整備しているか。また、その仕組みが適切に機能しているか。</p>	<p>評 定</p> <p>B +</p> <p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部評価を継続的に行っていることを評価する 内部の評価も充実しているようだ 新しく内部、外部の評価の仕組みを導入したこと自体が画期的。公開した点も大きく評価する きちんと評価がなされているように思われる 各研究部毎の詳細なシステムによる評価はよい 内部評価システムがしっかりしている 初年度としては整備されている 調査研究業務及び研究外業務をチェックするシステムが設立され、これが研究管理、業務運営にポジティブに良く機能していることは評価できる 体制は整備されているが、評価結果の具体的活用入効果がない どこまで効率化が進んだか判断しにくかった 		

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成13年度の運営費交付金の最低限2%に相当する額を節減すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化等業務処理の効率化のための見直しを行い、経費の削減を図る。</p> <p>イ 外部研究資金については、関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けて積極的な応募を行うとともに、研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等による自己収入の確保に努める。</p> <p>ウ 上記ア及びイの措置を講じることにより、運営費交付金を充当して行う事業については、平成14年度以降の各事業年度について、平成13年度の運営費交付金額の少なくとも0.5%程度に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1)効率的な業務運営体制の確立 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>イ 経費の節約 所内における文書の授受及び業務処理等については所内イントラネットを活用することにより、ペーパーレス化を図る。</p> <p>ロ 業務処理の効率化 定型業務の外部委託化等の見直しを行う。</p> <p>ハ 外部研究資金 関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的研究資金、受託研究等について積極的に応募する。</p> <p>ニ 自己収入の確保 研究施設・設備の有償貸与、及び研究所が発行するIndustrial Health誌等の成果物の有償頒布化等を含め、自己収入確保のための見直しを行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1)効率的な業務運営体制の確立 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>イ 経費の節約 経費の節約を含めた所内業務の効率化を目指し、所内における文書の配布及び業務処理等については所内LANを日常的に活用することにより、研究管理や庶務関連業務等に係る印刷文書の削減に努めた。研究部内の業務運営にも、所内LANを有効活用した。</p> <p>ロ 業務処理の効率化 調査研究に係る資料収集と整理、データの集計と入力、生化学や免疫指標等の定型的分析、行動学的動物実験の前処理、実験動物の飼育管理等につき必要に応じ外部機関へ業務委託するとともに、事務処理に係る業務を一部外注化すること等により、業務処理の一層の効率化を図った。</p> <p>ハ 外部研究資金 国及びその他の団体等からの競争的研究資金や受託研究等について積極的に応募した。平成13年度に外部研究資金を獲得して実施した研究は、文部科学省(科学技術振興調整費、科学研究費補助金) 環境省(地球環境保全等試験研究費、地球環境研究総合推進費) 厚生労働省(厚生科学研究費補助金) 中央労働災害防止協会(委託調査研究)からの合計12課題であった。<添付資料4></p> <p>ニ 自己収入の確保 研究所の施設・設備等の貸与と適正な対価徴収を可能とした業務方法書を定め、官報等で公告するとともに、所外の研究者と施設・設備等を有効活用するための規程を検討した。さらに、自己収入を確保する一つの方策として、研究所が発行するIndustrial Health誌の有償頒布を検討した。</p>
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 省資源、省エネルギーを適切に推進し、これらに関する経費を節減しているか。 業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型業務の外部委託化等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を節減しているか。 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。 	<p>評 定 B</p> <p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部資金導入を評価する 外部資金の導入に努力している 適切に行われている 外部資金も導入しており、業務運営の効率化に向けた努力が認められる 業務の住み分けを上手く行っている。例えば単純作業は外部委託とするなどは良い 経費の削減は所期の成果を得ていると判断した 民間からの資本導入など独法化後の新しい資金の導入を評価する 業務処理の効率化を評価する 経費の節約はもっと広い範囲での経費の検討を行う必要がある 自己収入の確保については、他にも自己収入を図る項目を検討する必要がある 実際にどの程度経費が節減できたのか不明確である 外部資金のさらなる導入が必要と思われる 外部資金を今後拡充する戦略が重要である 自己収入確保はさらなる努力が必要である これからの実績を見たい 		

産業医学総合研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効利用を図ること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>2 効率的な研究施設・設備の利用 他の研究機関や大学等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用を進め、研究資源の効率的な活用を図る。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(2) 効率的な研究施設・設備の利用 研究資源の効率的活用を図るために、客員研究員研究会、産業医学総合研究所・産業医科大学研究会等において研究施設・設備の共用に関する情報収集を行い、中期計画の第2年度に公開することを前提とする「研究施設・設備の利用に関するガイドライン(仮称)」の検討を行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(2) 効率的な研究施設・設備の利用 研究資源の効率的活用を図るために、研究交流や共同研究の実施状況を分析し、研究施設等の貸与に関する事項を定めた業務方法書をもとに、研究施設利用に関する要件を検討した。研究会等において研究施設・設備の共用に関する情報収集を行い、平成14年度に公開予定の「研究施設・設備の利用に関するガイドライン(仮称)」の検討を進めた。</p>

<p>評価の視点</p>	<p>評 定</p> <p style="text-align: center;">B</p>
<p>・研究施設・設備を効率的に活用するための仕組みを整備し、研究施設・設備の共同利用を促進しているか。</p>	<p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標どおり活動がなされているようである ・研究施設、設備利用ガイドラインを検討したことを評価する ・人的な交流を通して、施設共同使用に関する情報収集をさらに一層積極的に行うべきである ・研究施設・設備の共同利用に関しては検討の段階である ・研究施設共同活用のガイドラインを作成し、次年度の活用に期待する ・まだ初年度として評価する ・研究施設、設備の効率的活用に関しては、次年度の成果を期待したい ・現在ガイドラインの検討が進行中であり、今後速やかに進められることを期待したい

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握 労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の健康確保に資する目的で設立された独立行政法人として、職場で生じている労働衛生上の諸問題を的確にとらえ、労働現場のニーズに対応した調査及び研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や産業医、衛生管理者等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 労働衛生分野における我が国の中核的研究拠点として社会から付託されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを迅速且つ的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、産業界代表者、衛生管理者、産業医等から助言や要望等を伺うとともに情報交換を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(1)労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 労働現場のニーズを迅速かつ的確に把握し業務へ積極的に反映させるために、「労働衛生重点研究推進協議会」を開催し、産業界代表者・衛生管理者・産業医等より助言や要望等を伺うとともに情報交換を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(1)労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 労働現場のニーズを迅速かつ的確に把握し業務へ積極的に反映させるため、平成10～12年度にわたり活動した21世紀の労働衛生戦略協議会の提案を实践すべく、労働衛生重点研究推進協議会を設置した。同協議会を平成13年9月と平成14年3月に開催するとともに、平成13年11月に第一回労働衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、関係団体、関係調査研究機関、大学、各種労働衛生分野の学識経験者等より助言や要望等を伺うとともに情報交換を行った<添付資料5>。また、21世紀の労働衛生戦略協議会報告書の研究所ホームページ掲載や同報告書英語版の作成配布等、当該情報を広く提供するとともに意見聴取する体制を整えた。<添付資料6> また、研究員が平成14年度のプロジェクト研究計画や基盤的研究計画を策定するにあたり、同報告書の提案を取入れる等有効に活用した。</p>
<p>評価の視点</p> <p>・労働衛生に関する情報交換及び業務に対する意見・要望聴取のための会合を毎年度開催することにより、労働現場のニーズの的確な把握に結びつけているか。また、当該会合の結果を業務の改善に積極的に反映させているか。</p>	<p>評 定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズが適切に把握できるように努力されている ・体系的にネットワーク化を進めたことを評価する ・産業医学総合研究所の存在価値を探求している ・包括的な努力の成果が見られる ・シンポジウム、ホームページ他手段を使って要望聴取などを意欲的に行っているところは評価できる ・労働衛生重点研究推進協議会の設置など前向きな取り組みが評価できる ・適正に進められていると判断した ・21世紀労働衛生戦略会議による重点課題の洗い出しと、選定しほりこみを評価する ・上記の英語版の作成配布、ホームページ掲載など国民に対してのサービスを念頭に入れた取り組みを評価したい 		

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 労働現場のニーズ及び行政ニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる調査・研究の業務を確実に実施すること。</p> <p>(1)プロジェクト研究 現在我が国が直面する労働衛生上の課題に対応するため、次の重点研究領域において、別紙1に示すプロジェクト研究（研究の期間、研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要因を配する研究をいう。）を実施すること。 ア 有害因子等による健康影響の実態の調査及び健康管理手法の開発（4課題） イ 化学物質等の健康影響機序の解明及び有害性評価法の確立（4課題） ウ ストレス、疲労等の要因の解明及び職場環境の快適化（3課題） エ より精度の高い化学物質、物理因子等の測定法の開発及び作業環境管理・作業管理手法の開発（2課題）</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 労働現場のニーズ及び労働災害防止計画、科学技術基本計画等に示された行政ニーズを踏まえた社会的使命を果たすため、労働災害の発生状況、技術革新の進展状況、産業構造の変化、国内外の関連する研究の動向等を考慮し、以下の業務を実施する。</p> <p>(1)プロジェクト研究 中期目標において示されたプロジェクト研究を計画的に実施する。 なお、プロジェクト研究の実施期間については、それぞれの研究課題毎に次の期間を予定する。 ア 労働者の心身の健康度指標の開発 平成13年度～平成14年度 (参考：平成12年度からの継続) イ 作業環境におけるダイオキシン類ばく露の生体影響に関する研究 平成13年度～平成15年度 (参考：平成12年度からの継続) オ 労働環境内における内分泌かく乱物質（いわゆる環境ホルモン）等の遺伝子レベルの健康影響評価法等に関する研究 平成13年度 (参考：平成11年度からの継続) カ フロン代替品に関わる労働衛生対策確立のための研究 平成13年度～平成14年度 (参考：平成11年度からの継続) ケ 情報化職場の快適化に関わる労働衛生上の要件に関する研究 平成13年度～平成15年度 シ 有機溶剤等を取り扱う非常作業の作業環境管理に関する調査研究 平成13年度～平成16年度 (ウ、エ、キ、ク、コ、サ及びスは、平成13年度に実施しないため省略した。)</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 当該年度においては、中期計画に定めたプロジェクト研究課題及び基盤的研究課題のうち、以下の調査研究業務を実施する。</p> <p>プロジェクト研究 中期計画に示したプロジェクト研究と競争的資金を獲得して行なうプロジェクト研究とを、研究目的、当該年度の実施事項・到達目標等を記載した特別研究計画書を作成した上で実施する。 イ 重点研究領域特別研究としてのプロジェクト研究 別紙1に示す6課題をプロジェクト研究として実施する。 ロ 競争的資金によるプロジェクト研究 別紙1に示す5課題の研究を実施する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 当該年度においては、中期計画に定めたプロジェクト研究課題及び基盤的研究課題のうち、以下の調査研究業務を実施した。</p> <p>プロジェクト研究 中期計画に示したプロジェクト研究と競争的資金を獲得して行うプロジェクト研究とを、研究目的、平成13年度の実施事項・到達目標等を記載した特別研究計画書を作成した上で、平成13年度計画の別紙1に示された重点研究領域特別研究6課題、所内特別研究2課題及び競争的資金等によるプロジェクト研究11課題を実施した。＜添付資料3＞平成13年度に実施した重点研究領域特別研究としてのプロジェクト研究課題を以下に示すとともに、研究概要を別に示す。＜添付資料7＞ 1)フロン代替品に係る労働衛生対策確立のための研究（平成11年度から平成14年度まで継続） 2)労働者の心身の健康度指標の開発（平成12年度から平成14年度まで継続） 3)作業環境におけるダイオキシン類ばく露の生体影響に関する研究（平成12年度から平成15年度まで継続） 4)情報化職場の快適化に関わる労働衛生上の要件に関する研究（平成13年度から平成15年度まで継続） 5)有機溶剤等を取り扱う非常作業の作業環境管に関する調査研究（平成13年度から平成16年度まで継続） 6)労働環境における全身振動ばく露の計測と対策に関する研究（平成14年度から平成16年度まで継続） 各プロジェクト研究課題の概略、評価結果及び措置等を概略した資料を、平成13年度研究評価概要として添付する。＜添付資料8＞</p>
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部専門家が行う各プロジェクト研究課題毎の研究評価が適切に行われているか。 上記の研究評価結果を研究管理に適切に反映しているか。 	<p>評 定</p> <p>B +</p> <p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現代のニーズを適切に取り入れている プロジェクト研究を順調に実施している 適切なプロジェクト研究を行っていると思われる 着実に実施されている 重点プロジェクト研究の適切な遂行を評価した プロジェクトにより進捗状況にバラツキがみられる 研究評価結果が研究管理に適切に反映されるか否かは次年度以降と考えるので期待している 外部専門家の評価は適切であるが、中期計画に対する達成度は現時点では中間報告であり、今後再評価したい 		

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (2)基盤的研究(14領域) 将来生じ得る研究課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、研究基盤としての研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえつつ、別紙2に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (2)基盤的研究 研究所の学術水準を継続的に充実・向上させるため、科学技術の進歩、国内外における職業性疾病、労働環境の変化等の動向を踏まえつつ、中期目標に示された研究領域において、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を、毎年度研究計画を作成して実施する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として、別紙2に示す64課題について、選定理由、実施方針等を記載した研究計画書を作成した上で実施する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として、別紙2に示す64課題と平成13年度新規採用者が担当する課題について、選定理由、実施方針等を記載した研究計画書を作成した上で実施した。基盤的研究課題については、各部署単位で研究概要を示すとともに<添付資料7>、評価結果を総括的に記述した資料を、平成13年度研究評価概要として添付する。 <添付資料8></p>

<p>評価の視点</p>	<p>評 定</p> <p style="text-align: center;">B +</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・各研究課題について適切な研究計画が作成されているか。 ・各研究課題が研究計画に従い適切に実施され、所期の研究成果が得られているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適宜行われているか。 		<p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部評価でもまずまずの評価である ・計画書により系統的に研究している点は評価する ・計画どおりおこなわれている ・労働現場及び行政ニーズに沿った研究課題が研究計画に従って適切に実施され所期の研究成果を得ている ・各課題についての計画は適切であると判断される。今後、計画の見直しをより具体的に提示してほしい

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (3)職業性疾患その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (3)職業性疾患その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究</p> <p>ア 行政から要請を受けたとき、又は調査・研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働者の健康障害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 職業性疾患その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究</p> <p>イ 労働者の健康障害の原因調査等の実施 行政から要請を受けたとき、又は調査・研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、原因調査等を実施する。</p> <p>ロ 原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>ハ 災害調査に対応するための体制の整備 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合等に迅速、的確に対応するために必要な「緊急調査対応マニュアル(仮称)」を整備する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 職業性疾患その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究</p> <p>イ 労働者の健康障害の原因調査等の実施 行政の要請により、化学物質ばく露等による災害状況と原因に関する調査と検証を実施した。化学プラントにおけるホスゲン漏れ事故調査と、廃棄物焼却施設における二硫化炭素発生の検証実験である。また、水銀ばく露に関する文献調査、シミュレーション実験及び拡散・排気モデル計算を行い解析した。 さらに、下水道清掃作業における硫化水素中毒災害についても調査を実施した。</p> <p>ロ 原因調査結果等の報告 イで記述した原因調査結果等は、必要に応じて報告書等を作成し、厚生労働省労働基準局安全衛生部に提出した。平成13年度の報告は、5件であった。</p> <p>ハ 災害調査に対応するための体制の整備 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合等に迅速、的確に対応するため、独立行政法人産業医学総合研究所災害調査実施要項を定めた。<添付資料9></p>

<p>評価の視点</p>	<p>評 定</p> <p>B +</p>	
<p>・労働者の健康障害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速、的確に実施しているか。</p> <p>・行政からの要請等に基づいて実施した労働者の健康障害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。</p>	<p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正に行われている ・緊急性の高い研究を適切に実施する ・適切に対応しつつ体制を整備する ・独法化をして災害調査実施要項を作成して、これを実施しているところは高く評価できる ・現場における災害の調査及びその対策を迅速に実施しているところは高く評価できる ・継続研究が基盤研究には多く、質の高い、国民にとって健康保持にプラスに働く研究テーマが多く認められるのは高く評価できる ・国民へのサービス等のための業務は適切に行われていると判断した ・災害原因調査など緊急迅速な課題への対応ができるように体制の整備がなされたことは特記に値する ・古典的なテーマを研究レベルに持ち上げることができるか。今後検討されたい 	

産業医学総合研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (4)労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (4)労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請に基づき、必要に応じて労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、研究所の研究成果を提供する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献 行政、公的機関、国際機関等の要請に基づき、必要に応じて労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、研究所の研究成果を提供する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献 行政、公的機関、国際機関等の要請に基づき、必要に応じて労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、研究所の研究成果を提供した。平成13年度の実例を挙げれば、厚生労働省に設置された「VDT作業に係る労働衛生管理に関する検討会」に研究所役職員が座長や委員として参加し、平成14年4月5日に発表された労働基準局長通達「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」策定に貢献することができた。その他の行政や学協会等に設置された委員会、化学物質に関するOECD委員会、労働衛生やエルゴノミクスに関するISO委員会、同JIS委員会、ILO会議、WHO会議等に委員を派遣した。<添付資料10></p>

<p>評価の視点</p>	<p>評 定 B +</p>
<ul style="list-style-type: none"> 行政等からの要請を踏まえ、国内外の基準制改定のための検討会議に必要に応じて参加し、研究成果を提供しているか。 国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。 	<p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政ニーズに適切に対応している 貢献は本法人の性質上当然のことである 具体的な成果が見られる 各種委員会活動に参加して、我が国の意見を研究結果に基づき提案しその実を挙げているところは評価できる 国際的な会議で十分な討議に参画したと判断した VDTガイドライン策定に貢献されたのは特記に値するが、より多くの課題に同様に研究所職員の活躍が期待される

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (5)労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (5)労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査 行政からの要請、又は研究所の判断に基づき、労働衛生に関する国内の科学技術情報、資料等の調査を行い、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査 イ 国内外の科学技術情報、資料等の調査 行政からの要請に応じて調査を実施し、厚生労働省労働基準局安全衛生部に随時報告する。 ロ 業務上疾病事例の分析 労働者死傷病報告等の業務上疾病事例(約15,000件)のデータベース化を行い、平成14年2月を目途に業務上疾病の発生要因に関する分析結果を厚生労働省労働基準局安全衛生部に報告する。 ハ 衛生管理特別指導事業場の調査 同事業場における労働衛生管理実施状況に関する調査を行い、平成14年2月を目途に厚生労働省労働基準局安全衛生部に報告する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査 イ 国内外の科学技術情報、資料等の調査 海外で発生した労働災害等の情報の調査・検討につき研究所で可能な対応等を文書化し、安全衛生部へ報告した。 ロ 業務上疾病事例の分析 労働者死傷病報告等に基づき、約15,700件の業務上疾病事例のデータベース化を完了し、気象情報との関連性等の分析を進めた。 ハ 衛生管理特別指導事業場の調査 同事業場における労働衛生管理実施状況に関する平成12年度の調査と集計結果を取りまとめ、平成14年1月に「作業環境測定結果及び健康診断等の保存記録の調査報告書」として厚生労働省労働基準局安全衛生部に報告した。<添付資料11></p>

<p>評価の視点</p>	<p>評 定 B</p>
<p>・行政からの要請等に基づき、国内外の科学技術情報、資料等の調査を行うとともに、当該調査結果を適切に報告しているか。</p>	<p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地味だが重要な活動だろう ・着実に実施されている ・労働衛生に関係する国内外の科学的技術的情報の調査や資料収集が多く行われ、行政機関へ適切にフィードバックされているのは評価できる ・業務上疾病事例を多数(15,700件)分析し、データベース化していることは将来的にも有効に機能をすると考え、評価をする ・適切に報告を行ったものと判断した ・どれだけニーズにそっているかにつき説得力を欠く

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3 外部評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成9年8月7日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による事前評価、中間評価及び事後評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 外部評価の実施及び評価結果の公表 プロジェクト研究に関する研究計画、研究の進展度、研究目標の達成度等を的確に評価し適切な研究業務を推進する観点から、外部の第三者による事前、中間又は事後評価を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。 また、外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表 外部評価の実施 外部の第三者による外部研究評価委員会を設置し、当該年度の第4四半期初めに委員会を開催し、重点研究領域特別研究としてのプロジェクト研究の研究計画、研究の進展度、研究目標の達成度等について評価を行い、その評価結果を研究業務・業務運営に反映させる。</p> <p>外部評価の結果の公表 外部評価委員会の評価結果及びその研究業務への反映内容について、当該評価結果の受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表するための準備作業を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(3)外部評価の実施及び評価結果の公表 外部評価の実施 平成13年度は、研究所の独立行政法人化に対応すべく研究評価に係る規程類を改定した。第三者による外部研究評価委員会を平成14年2月に開催した。プロジェクト研究と基盤的研究の平成13年度成果と平成14年度計画、進展度及び研究目標の達成度等について評価を行い、評価結果を各課題代表者と各部へフィードバックした。委員の指摘事項に対する措置や対応等を文書化することにより、業務運営に反映させた。 <添付資料8> 外部評価の結果の公表 外部評価委員会の評価結果及びその研究業務への反映について記載した平成12年度研究評価報告書を平成13年度に出版するとともに、その要約版をホームページで公開した。<添付資料12> 平成13年度に実施した外部評価の公表については、当該評価結果の受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表するため、結果の集計や編集等の準備作業を進めた。</p>

<p>評価の視点</p>	<p>評 定</p> <p>B +</p>	
<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前、中間及び事後の評価が実施されるとともに、当該結果を研究管理・業務運営に適切に反映しているか。 外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから3か月以内にホームページ等に公表しているか。 	<p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三者評価の仕組み自体が画期的である。その公表も評価できる ホームページで評価結果が詳細に報告されている 適切になされている 妥当性の高い評価委員会(外部)により行っているのは評価できる プロジェクト研究課題については13年度成果は妥当であるが、今後の進展をみて最終評価をしたい 第三者による外部評価を、事前、中間及び事後として実施し、結果を迅速に公開している点で評価できる 評価も少々マンネリ化したかもしれない 	

産業医学総合研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。 (1)学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ1,000回以上及び400報以上とすること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>(1)学会発表等の促進 国内外で開催される学術集会等における研究院の発表及びIndustrial Health誌や他の学術雑誌等における論文発表数を増加させるための仕組みを構築することにより、学会発表及び論文発表を積極的に促進する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用</p> <p>学会発表等の促進 「研究推進策検討ワーキンググループ(仮称)」を設置し、第4四半期末を目途に国内外の学術集会等における研究員の発表及びIndustrial Health誌や他の学術雑誌等における論文発表数を増加させるための第一次提案を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用</p> <p>学会発表等の促進 研究を支援し業績を向上させる方策を提案するため、研究推進策検討ワーキンググループ(WG)を設置した。WGでは、国内外の学術集会等における研究員の発表及び学術雑誌等における論文発表を増加させるための第一次研究推進策を提案した。提案は、研究及び成果発表の推進に係る論文指導、研究評価の有効活用、研究予算配分及び人的資源確保等の内容である。 学会発表等については、中期目標期間内に学会発表及び論文発表の総数を、それぞれ1,000回以上及び400編以上と中期目標により定められている。平成13年における研究発表等の件数は、学会発表187回、原著論文33編、原著論文に準ずる学会発表の出版物11編、総説論文10編、著書8編、報告書31編、技術解説等18編、その他の文献等31編、行政に提出した災害調査報告書5編であった。これら平成13年に行った論文発表等の研究業績一覧を資料で示す。＜添付資料13＞</p>
<p>評価の視点</p> <p>・第2の1の(2)及び第3の3の仕組みを活用することにより、学会発表及び学術雑誌への論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。</p>	<p>評 定</p> <p>B</p> <p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標数値を学会発表及び学術雑誌への論文発表件数はほぼクリアしている ・学会発表等の目標が大きく、平成13年度は必ずしも達成していないが、活発な研究発表等を行っていると思われる ・目標値を上回り、掲載ジャーナルのレベルも良い ・特に急ぐことはないが、中身の充実とともに、今後の拡大を希望する ・旅費の限界が、限界にならないような工夫が必要である ・さらなる学会発表が求められる ・内容、質が問題である 		

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (2)インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。 また、調査研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (2)インターネット等による研究成果 情報の発信 ア 中期目標期間中における研究成果については、原則としてその全数についてデータベース化した上で研究所ホームページにおいて公開することにより、より多くの国民が利用可能なものとするとともに、広く研究所の業務に関する意見を求める。</p> <p>イ 事業場における労働衛生の向上に資するため、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用 インターネット等による研究成果情報の発信 イ 研究成果の公開 平成12年度における研究成果を原則として全数データベース化し、平成13年6月を目途にホームページに公開し、多くの国民が利用可能なものとするためのシステムの準備作業を行う。</p> <p>ロ 意見収集のための仕組み 一般国民からの研究所業務に関する意見収集を行うための仕組みを検討し、当該年度において試行する。</p> <p>ハ 事業場における労働衛生の向上 研究成果の一般誌への寄稿を積極的に行うとともに、事業場における労働衛生の向上に活用するための方策を関係機関と探る。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用 インターネット等による研究成果情報の発信 イ 研究成果の公開 平成13年度には研究所のホームページ（URLは、http://www.niih.go.jp/indexj.html）において研究業績、最近の研究紹介、研究所が発行する国際学術雑誌 Industrial Health 掲載論文の表題と抄録、平成12年度研究評価報告書要約、平成12年度研究所研究課題一覧等を公開し、多くの国民が利用可能なものとした。＜添付資料1＞ また、平成13年度研究評価報告書をホームページに掲載するための準備を進めた。</p> <p>ロ 意見収集のための仕組み 一般国民からの研究所業務に関する意見収集を行うための仕組みを検討し、研究所の一般公開時やホームページ経由（アドレスは、info@niih.go.jp）で広く意見を募集した。</p> <p>ハ 事業場における労働衛生の向上 学会発表や原著論文に限らず、研究成果の一般誌への寄稿を積極的に行うとともに、労働衛生重点研究推進協議会シンポジウムや中央労働災害防止協会（情報交換会）を通し、事業場における労働衛生の向上に活用するための方策を関係機関と探った。 事業場等における広範囲の方々に労働衛生上の知見を提供する機会として、中央労働災害防止協会発行の月刊誌「働く人の安全と健康」に労働衛生管理最前線と題する6回のシリーズ企画を研究所員の執筆により掲載した。平成13年度分としては、IT化のエルゴノミクス、ねむい人は休みがちか、環境ホルモン研究の新たな潮流、が主題である。</p>
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。 調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。 	<p>評 定</p> <p style="text-align: center;">B +</p> <p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公表ぶりは良好と評価する 積極的に行っている 一般誌、シンポジウムなどを通して、調査研究の成果を積極的に発信しているのは高く評価できる 所期の計画通り実施していると判断した 一般公開からのアクセスに課題がある 専門的な研究所に対する認識の把握は公開の方法に課題がある どれだけアクセスがあるか、利用されているかが課題がある ホームページを再度ながめたが、改善の対象かもしれない 		

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (3)国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供 我が国の労働衛生研究機関の研究資源を有効に活用し、山積する労働衛生研究上の課題について効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するため、国内の労働衛生研究機関の協力を得て、最新の労働衛生に関する研究の状況を把握し、120機関以上の関係研究機関に必要な情報を提供すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (3)国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供 研究機関、大学、関係団体等の学識経験者・有識者の協力を得て、国内の最新の労働衛生研究の状況を把握するとともに、研究所刊行物等を通じて労働衛生研究機関に対し有用な情報を提供する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用 国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供 イ 国内労働衛生研究の状況の把握 客員研究員研究会、産業医学総合研究所・産業医科大学研究会、労働衛生重点研究推進協議会、及び労働衛生関連学会等を通じて、国内の最新の労働衛生研究の状況を把握する。</p> <p>□ 労働衛生機関への情報の提供 イにより把握した情報は、Industrial Healthを年4回、また産医研ニュースを2月と9月にそれぞれ発行し、90以上の労働衛生関係研究機関に提供する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用 国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供 イ 国内労働衛生研究の状況の把握 研究所を事務局とする労働衛生重点研究推進協議会と第一回協議会シンポジウム「21世紀の労働衛生研究戦略の実施と展望」の開催、産業医学総合研究所・産業医科大学研究会、客員研究員との交流会及び労働衛生関連学会等への参加を通じ、国内の労働衛生研究の状況を把握に努めた。平成13年度に研究所が設置した労働衛生重点研究推進協議会では、上記報告書で示された優先18課題に係る国内での労働衛生研究実施状況調査と分析結果を取りまとめ、平成13年3月に第一年次報告書として出版した。<添付資料5></p> <p>□ 労働衛生機関への情報の提供 Industrial Healthを年4回、産医研ニュースを年2回、それぞれ計画通りに定期発行し、関連情報を90以上の労働衛生関係研究機関等に提供した。<添付資料14> 研究所が事務局を担当し、21世紀の初頭10年間にわが国で優先的に実施すべき労働衛生上の重点3領域と優先18課題を解説した21世紀の労働衛生研究戦略協議会最終報告書「日本の労働衛生研究の課題」を、研究所ホームページで公開するとともに、国内外の労働衛生関係機関等へ広範囲に配布広報した。また同報告書を広く国際的に紹介する目的で、平成13年7月発行のIndustrial Healthに英訳版を掲載した。<添付資料6> 21世紀の労働衛生戦略協議会報告書で示された優先課題を踏まえ、新しい世紀の労働衛生研究を国際的観点から展望する企画「新時代の労働衛生研究の新たな局面」を具体化し、平成14年4月発行のIndustrial Health Vol.40 No.2に特集号として掲載するための準備を進めた。</p>
<p>評価の視点</p> <p>・最新の労働衛生に関する研究の状況を取りまとめ、当該取りまとめ結果を関係研究機関に広く提供しているか。 ・学術誌、産医研ニュースを計画どおりに発行しているか。</p>	<p>評 定</p> <p>A</p> <p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ぶりは良好と評価できる ・きちんと行われている ・ジャーナルの発行に「新しい労働衛生研究の新たな局面」の企画はユニークである ・アメリカ、フィンランドに次いで「戦略」につき国内外に広くPR、報告しているのは評価できる ・計画通り発行したと判断される ・21世紀の労働衛生研究戦略課題を国際的に発信した ・特に、国際誌を続けて発刊していることは、大きく評価される ・Industrial Healthのより一層のステータスアップを期待する 		

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (4)講演会等の開催 調査研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を毎年度実施し、主要な調査研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (4)講演会等の開催 研究成果の一般への普及を目的とした講演会を、産業医や職場における労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とし開催するとともに、一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、主要な研究成果の紹介及び研究施設を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用 講演会等の開催 イ 講演会の開催 研究成果の一般への普及を目的とした研究所主催の講演会として、「独立行政法人産業医学総合研究所労働衛生講演会(仮称)」に関する実行委員会を発足させ、産業医や職場における労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象に第1回講演会を開催する。</p> <p>ロ 研究所の一般公開 当該年度においては、第3四半期を目途に研究所の一般公開日を設け、主要な研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。なお次年度以降については、研究所の一般公開を科学技術週間期間中(4月中旬から下旬)に行う準備をする。</p> <p>八 見学希望者への対応 見学希望者の専門分野及び要望に応じて、柔軟に対応する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用 講演会等の開催 イ 講演会の開催 産業医学総合研究所が主催する第一回労働衛生重点研究推進協議会シンポジウム「21世紀の労働衛生研究戦略の実施と展望」を平成13年11月に開催し、産学官等から200名近くの方々に参加頂いた。シンポジウムでは、21世紀の労働衛生研究戦略協議会の成果解説、優先研究課題に関わる研究の現状と展望、及び研究戦略の推進に関するパネルディスカッションを行い、研究の実態と課題に関する情報を提供した。<添付資料5></p> <p>ロ 研究所の一般公開 研究所の一般公開を平成13年12月4日に実施し、主要な研究成果として働く人々のストレスと健康づくり等6課題を分かりやすく紹介するとともに、音響振動実験棟をはじめとする大型の研究施設を公開した。一般公開にあたり、タウン誌や研究所ホームページによる案内と広報を行った。<添付資料15>参加者は、研究所所在地の川崎市や地元住民、企業等の関係者、公的機関関係者、マスコミ関係者等の約40名であった。参加者からは、展示内容等に興味を持ったというコメントが公開後に寄せられる等、研究所を一般公開することの社会的意義を改めて深く認識したところである。一般公開を実施することにより、今後とも研究所の透明性確保と納税者への説明責任を果たしたいと考えている。</p> <p>また、平成14年4月20日(土)に開催する次回一般公開の企画、広報等の準備を進めた。</p> <p>八 見学希望者への対応 見学希望者の専門分野及び要望等に応じて、柔軟に対応した。平成13年度に団体として研究所を見学した例は、中央労働災害防止協会国際安全衛生センターのエルゴノミクス研修(14名)、厚生労働省労働衛生専門官研修(22名)、イランイスラム共和国職業訓練関連派遣団(8名)等である。</p>
<p>評価の視点</p> <p>・研究所主催の一般向け講演会を毎年度開催しているか。参加者数及びその反応は十分か。 ・研究所の一般公開を毎年度実施しているか。参加者数及びその反応は十分か。</p>	<p>評 定</p> <p>B</p> <p>(委員コメント)</p> <p>・所期の目的を具体的に実施している ・目標は達成しているが、内容とそのインパクトをフォローする必要がある ・一般公開の広報は改善の余地がある ・一般労働者に関わることも多いから、もっとマスコミを利用されたい ・一般公開の方法について再検討が必要である ・講演会及び研究所の一般公開時における参加者数の増加努力を希望したい</p>		

産業医学総合研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (5)知的財産の活用促進 調査研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、特許流通データベース等を活用した積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (5)知的財産権の活用促進 特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページ等の広報媒体への掲載を行うことにより、積極的な公表を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用 知的財産の活用促進 特許権の取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページ等の広報媒体に掲載するなどして、知的財産の活用促進を図る。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用 知的財産の活用促進 特許権の取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録等、知的財産の活用促進を図ることを目指した。また、研究所職員がなした職務発明に関し必要な事項を定めた職務発明規程を整備した。平成13年度に既存特許2件の特許流通データベースへの登録は完了し、出願中1件、所内手続中2件である。＜添付資料16＞</p>
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。 ・実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。 ・知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。 	<p>評 定</p> <p style="text-align: center;">B</p> <p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許権取得を評価する ・知財権への戦略の明確化、重要性の再確認が必要である ・特許出願に関する戦略も努力が期待される ・知的財産権の取得が、研究所の職員数に比べやや低いきらいがある ・どう実用化できるかがポイントである 		

産業医学総合研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進 労働衛生分野における我が国の中核的研究機関として、蓄積された知見に基づき、国内外の労働衛生分野の研究の振興に積極的に貢献すること。 (1)労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の研修受入れ及び研究所職員その他機関への派遣の推進に努めること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1)労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、大学院生や他機関等に所属する研究員等を継続的に受け入れるための制度的基盤を整えとともに、求めに応じて研究所職員による他機関等への協力・支援を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(5)国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 イ 国内外の若手研究者等の育成 研修生、重点支援協力員、科学技術特別研究員、STA フェロー等の受け入れを行う。 ロ 制度的基盤 連携大学院制度加入の可能性についてワーキンググループを発足させ検討する。 ハ 他組織への支援 要請があれば、随時研究所職員による他の組織への適切な支援を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(5)国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 イ 国内外の若手研究者等の育成 平成13年度には、研修生9名、重点研究支援協力員5名、日本学術振興会特別研究員1名を研究所に受け入れた。 ロ 制度的基盤 連携大学院制度加入の可能性について検討するため、平成13年度に検討WGを発足させるとともに、連携大学院制度に関わる大学院生受入規程案を策定した。 ハ 他組織への支援 要請に基づき、随時研究所職員による他の組織への適切な支援を行っている。平成13年度に支援した例は、長崎労働局職員研修、中央労働災害防止協会国際労働安全衛生センターへのエルゴノミクス研修、厚生労働省労働衛生専門官研修、マレーシア労働安全衛生能力向上プロジェクトへの専門家派遣等である。<添付資料10></p>
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外の若手研究者等を適切に受け入れるための制度的基盤を整備しているか。 外部からの求めに応じて研究所職員を派遣し、講演、技術指導、技術移転等の協力・支援を適切に実施しているか。 	<p>評 定</p> <p>B +</p> <p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受入、派遣とも良好と評価する 着実に行われている 外部の依頼に応じて国内外に研究所職員を積極的に派遣をし、講演、技術指導、研修などをして協力・支援しているのは高く評価できる 制度的基盤はできていると判断した。また、活用もよく実施されていると思われる これからの発展を見たい 制度的基盤については次年度以降に期待するものである 		

産業医学総合研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進 (2)研究協力の推進 国内外の労働衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 国内外の産業安全関係機関等との協力の推進 (2)研究協力の推進 ア 流動研究員・客員研究員制度を有効に活用するとともに、大学等の研究者や客員研究員等との研究交流を促進する。</p> <p>イ 国内外の労働衛生関係研究機関との「研究協力協定」を締結すること等により、毎年度10人程度の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互を促進する。</p> <p>ウ 上記ア及びイの研究交流や研究協力を実施することにより、共同研究の実施環境を整え、全研究課題に占める共同研究の割合を5%以上とする。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(5)国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進 研究協力の促進 イ 研究交流会 客員研究員との研究交流会及び産業医科大学との研究交流会を開催する。</p> <p>ロ 国際研究協力協定 米国、スウェーデン、韓国の国立研究所との国際研究協力協定を締結する。</p> <p>ハ 共同研究の実施環境の整備 中期計画における全研究課題に占める共同研究の割合を5%以上とするために、当該年度においては、上記イ及びロの研究交流や研究協力をとおして、共同研究候補課題の相互提案等を行う等、共同研究実施環境を整える作業を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(5)国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進 研究協力の促進 イ 研究交流会 研究所と産業医科大学との研究交流会を平成14年1月に実施した。また、内分泌かく乱物質（いわゆる環境ホルモン）等を主題とした客員研究員との交流会を平成13年5月に実施した。</p> <p>ロ 国際研究協力協定 以下の3カ国の国立研究機関と国際研究協力協定を新たに締結した。＜添付資料17＞ ・米国国立職業安全保健研究所（平成13年6月） ・韓国職業安全保健研究院（平成13年11月） ・スウェーデン国立労働生活研究所（平成14年1月） 実施する共同研究プロジェクトの課題例は、職業ストレス、ダイオキシンばく露、人間工学等である。</p> <p>ハ 共同研究の実施環境の整備 共同研究の実施環境を整備するため、共同研究実施要件、審査、協定の締結、経費分担、特許権と成果の扱い等を定めた共同研究規程案を策定した。 また、客員研究員等との共同研究を進めるとともに、研究所に設置した研究推進策検討WGにおいて共同研究を実施する上での現状の課題を議論した。当該年度においては、上記イ及びロの研究交流や研究協力をとおして、共同研究候補課題の相互提案を行う等、共同研究実施環境を整える作業を行った。 なお、平成13年度に実施されたプロジェクト研究課題と基盤的研究課題のうち、約6%が研究所外の方々と共同で実施されている。＜添付資料18＞</p>
<p>評価の視点</p> <p>・外部機関との研究交流を促進するとともに、外部機関との研究協力協定等の活用により、毎年度少なくとも10人程度の研究員の派遣・受入れ及び研究情報の相互提供を行っているか。 ・外部機関との共同研究を積極的に推進することにより、全研究課題に占める共同研究の割合が5%以上に達しているか。</p>	<p>評 定</p> <p>B +</p> <p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協定を評価する ・海外との共同研究の実施はよい。特に途上国への支援が望まれる ・外部機関との協力が積極的に行われているのは高く評価できる ・共同研究も6%であり、所期の成果を得ている ・国内外の研究協力を促進していると思われるが、共同研究の割合は低い ・特に環境汚染に関する研究は、国際レベルが望ましい ・国際的な研究協力の成果は次年度以降に期待するものである 		

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>イ 外部研究資金については、関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けて積極的な応募を行うとともに、研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等による自己収入の確保に努める。(再掲)</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1)効率的な業務運営体制の確立 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>ハ 外部研究資金 関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的研究資金、受託研究等について積極的に応募する。</p> <p>ニ 自己収入の確保 研究施設・設備の有償貸与、及び研究所が発行する Industrial Health 誌等の成果物の有償頒布化等を含め、自己収入確保のための見直しを行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1)効率的な業務運営体制の確立 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>ハ 外部研究資金 国及びその他の団体等からの競争的研究資金や受託研究等について積極的に応募した。平成13年度に外部研究資金を獲得して実施した研究は、文部科学省(科学技術振興調整費、科学研究費補助金)、環境省(地球環境保全等試験研究費、地球環境研究総合推進費)、厚生労働省(厚生科学研究費補助金)中央労働災害防止協会(委託調査研究)からの合計12課題であった。<添付資料4></p> <p>ニ 自己収入の確保 研究所の施設・設備等の貸与と適正な対価徴収を可能とした業務方法書を定め、官報等で公告するとともに、所外の研究者と施設・設備等を有効活用するための規程を検討した。さらに、自己収入を確保する一つの方策として、研究所が発行する Industrial Health 誌の有償頒布を検討した。</p>
<p>評価の視点</p> <p>・競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取組みを積極的に行うことにより、自己収入の確保が適切に行われているか。</p> <p>・研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取組みを積極的に行うことにより、自己収入の確保が図られているか。</p>	<p>評 定</p> <p>B</p> <p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着実になされている ・外部研究資金などの獲得を積極的に行っている努力は高く評価したい ・競争的研究資金、受託研究も順調に行われている ・Industrial Health の有償は社会貢献とのバランスで慎重に検討されたい ・自己収入確保の見直しのうち、Industrial Health の扱い方が順調にいくのか課題である ・プロジェクトによって外部資金を得やすいものもあり、この点の評価、目標を設定しておく必要があるだろう ・自己収入の確保については次年度以降を期待している 		

産業医学総合研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算については、別紙1のとおり。 2 収支計画については、別紙2のとおり。 3 資金計画については、別紙3のとおり。</p>	<p>3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1)予算については別紙3(省略)のとおり。 (2)収支計画については別紙4(省略)のとおり。 (3)資金計画については別紙5(省略)のとおり。</p>	<p>3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。予算、収支計画及び資金計画については、平成13年度決算報告書のとおりである。</p>
<p>評価の視点</p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。</p>	<p>評 定</p> <p>B</p> <p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の執行は妥当と判断した ・独法の会計と予算執行の課題がある ・運営費交付金の収益化が、費用進行基準であることから評価できない 		

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や若手育成型任期付任用についても配慮する。</p> <p>イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化の推進により、人員の抑制を図る。</p> <p>(2)人員の指標 期末の常勤職員数を期初の96%とする。</p> <p>(参考1) 職員の数 期初の常勤職員数 76名 期末の常勤職員数見込み 73名</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費の総額見込み 3,488百万円</p>	<p>5 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1)人事に関する計画</p> <p>方針 新規研究員の採用に際しては公募を原則とし、また若手任期付研究員の採用に努める。</p> <p>人員の指標 当年度初の常勤職員数 76名 当年度末の常勤職員数の見込み 76名 当年度中の人件費総額見込み 701百万円</p>	<p>5 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1)人事に関する計画</p> <p>方針 新規研究員の採用に際しては、公募を原則としている。平成13年度の研究員の採用に際しては、質の高い人材を幅広く登用するため、ホームページや大学等を通じた公募を行い、6名を選考採用した。</p> <p>また若手任期付研究員の任用は、研究者養成や研究機関活性化等の観点から優れた制度であると認識しているが、研究所が業務としている労働衛生学分野における研究者の流動性は極めて低い。今後とも、これらの課題を可能な限り解決し、任期付き研究員の採用に努めることとする。</p> <p>人員の指標 当年度初の常勤職員数は76名、当年度末の常勤職員数は76名であり、平成13年度計画のとおりであった。 当年度中の人件費総額 年度計画に沿った人員について、計画的な資金計画に基づき、適切に管理執行した。</p>
<p>評価の視点</p> <p>・ 人事に関する計画の実施状況はどのようなものか。</p>	<p>評 定 B +</p> <p>(委員コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募による6名採用を評価する ・ 計画通りに実施したと判断された ・ 任期付き採用の難しさは理解できる ・ 何か活性化の方策はないか検討する必要がある 		

産業医学総合研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成13年度計画	平成13年度の業務の実績														
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 施設・設備に関する計画 産業医学総合研究所の業務である「労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化を勘案し、計画的な改修、更新等を進める。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="777 556 1371 945"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (単位：百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構内通信システム改修</td> <td rowspan="10">1,692</td> <td rowspan="10">施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>ガス配管改修</td> </tr> <tr> <td>空調自動制御機器改修</td> </tr> <tr> <td>低圧電源回路改修</td> </tr> <tr> <td>路盤改修(舗装等)</td> </tr> <tr> <td>エレベーター・クレーン改修</td> </tr> <tr> <td>照明器具改修</td> </tr> <tr> <td>吸排気ファン改修</td> </tr> <tr> <td>ボイラー入替</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源	構内通信システム改修	1,692	施設整備費補助金	ガス配管改修	空調自動制御機器改修	低圧電源回路改修	路盤改修(舗装等)	エレベーター・クレーン改修	照明器具改修	吸排気ファン改修	ボイラー入替	<p>5 その他業務運営に関する事項 (2) 施設・設備に関する計画 構内通信システムの改修 昭和51年の産業医学総合研究所設置時の敷設から25年経過する電信電話線及び昭和61年に更新した構内放送設備に付いては、経年劣化が著しいことから当年度中に改修する。</p>	<p>5 その他業務運営に関する事項 (2) 施設・設備に関する計画 構内通信システムの改修 昭和51年の産業医学総合研究所設置時の敷設から25年経過する電信電話線及び昭和61年に更新した構内放送設備に付いては、経年劣化が著しいことから当年度中に改修した。</p>
施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源															
構内通信システム改修	1,692	施設整備費補助金															
ガス配管改修																	
空調自動制御機器改修																	
低圧電源回路改修																	
路盤改修(舗装等)																	
エレベーター・クレーン改修																	
照明器具改修																	
吸排気ファン改修																	
ボイラー入替																	

<p>評価の視点</p> <p>・施設・設備に関する計画の実施状況はどのようなものか。</p>	<p>評定</p> <p>B+</p> <p>(委員コメント)</p> <p>・計画通りに進行し、完成された</p>	
---	--	--